

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道斜里郡小清水町

2 構造改革特別区域の名称

小清水町ふれあい輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道斜里郡小清水町の全域

4 構造改革特別区域の特性

小清水町は北海道の東北端、網走支庁管内の東北部に位置し、東は斜里町、清里町と西は濤沸湖を境に網走市と接し、南は野上峠を境に釧路支庁管内弟子屈町と、北はオホーツク海に面しており、その面積は287.04 km² で人口は、5,912人（平成17年7月31日現在）の町である。

本町は大正8年に斜里村より分村し、「小清水村」として誕生した。昭和28年に町制施行となり自然の「和」を中心に恵まれた自然環境を維持し、より生産性を高め豊かで平和な町づくり推進のため「住民の和と創意が作り出す愛情にみちた平和郷の建設」を目指している。

産業は、典型的な畑作、酪農中心の純農村であり産業生産のうち農業生産額の占める割合は大きく、本町経済を支える上においても農業は重要な産業である。

交通手段としては、国道391号線を中心とする路線バスと海岸側の浜小清水・止別地区にJRが接続しているが、網走方面の路線バスは1日に8便が国道391号線沿いを運行し、斜里方面については1日3便が国道334号線沿いを運行しており、バス停は全て国道沿いとなっていることから、利用者にとっては十分な利便性が確保されていない状況にある。

本町は、平成12年に過疎地としての指定を受け、昨年度平成17年から21年度までの過疎地域自立促進市町村計画を策定し、訪問介護や通所介護について社会福祉協議会へ委託し推進することとしている。

現在の65歳以上の人口は1,678人で高齢化率は、28.4%（平成17年7月31日現在）と高く北海道平均の20.9%（平成17年3月31日現在）を大きく上回っている。また、独居高齢者が215名、高齢者夫婦世帯が248世帯となっており、

高齢者人口の42%にあたる711名が高齢者のみの世帯となっている。

高齢化率については、毎年約1%づつの伸び（平成13年の高齢化率は24.51%であり17年には28.4%となっている。）を示しており、50床の特別養護老人ホームには待機の方が65人いる状況である。

そのほか、身体障害者344名、知的障害者26名、精神障害者39名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は、毎年増嵩傾向にある。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

現在小清水町における訪問介護を利用している方は73人で、そのほとんどが町内の日赤病院への通院等の外出支援が主となっており今後も増大の傾向にある。

高齢者人口の277人（高齢者人口比16.5%）が要介護（支援）認定を受けており、在宅においては146人（高齢者人口比8.7%）が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支える上でも重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の82.7%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではない。

要介護（要支援を含む）認定者 （平成17年7月31日現在） 単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	32	98	52	23	27	45	277
65～74歳	3	10	9	1	4	7	34
75歳以上	29	88	43	22	23	38	243
第2号被保険者	0	2	0	3	0	2	7
総数	32	100	52	26	27	47	284

高齢者人口	1,678人	認定第1号被保険者/高齢者人口	16.5%
-------	--------	-----------------	-------

要介護（居宅支援）サービス受給者数 （平成17年7月31日現在） 単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	15	75	32	11	8	5	146
第2号被保険者	0	1	1	2	0	0	4
総数	15	76	33	13	8	5	150
(再掲)	124(82.7%)			26(17.3%)			100%

身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は344人であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は212人、視覚障害者は30人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両による輸送を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下167名の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による輸送でも充分対応可能である。

障害者手帳交付状況

(平成17年7月31日現在) 単位：人

区分	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	41	10		44		95
2級	38	6	14	1		59
3級	40	4	10	8		62
4級	51		8	8	2	69
5級	25	4				29
6級	17	6	7			30
計	212	30	39	61	2	344

知的障害者

現在、社会福祉法人などが、知的障害者の自立訓練や就労体験を通じ施設入所から地域での生活へ移行する取り組みのため、グループホームや生活寮などの居住施設と通所更生施設間の移送も考えている。

知的障害者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、移送サービスへの利用車両の拡大などにより気心の知れたホームヘルパーの運転する福祉有償運送を可能とすることが求められている。

居住区分別知的障害者数

(平成17年7月31日現在)

区分	障害者区分別入居数				ヘルプ対象者 (再掲)
	重度	中度	軽度	計	
知的障害者数	12	14		26	5

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年7月31日現在で39名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様であるため、移送サービスへの利用車両の拡大などにより、特定のヘルパーの支援による輸送も可能とし、通院や公共施設を利用する機会を増やすことが求められている。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

網走バス株が、網走市～小清水町との間を1日8便、約1時間に1便の運行をしてい

る。また、斜里バス(株)が斜里町～小清水町との間を1日に3便の運行をしている。両路線とも利用者の減少に伴い、便数が減少している状況にある。車両は、移動制約者に対応したものではなく、バス停留所も障害者対応にはなっておらず、設置場所も国道沿いのみとなっているため利用者にとっては利用しづらい状況である。

温泉バス

町内の温泉施設への輸送サービスとして公民館バスを週1回運行(無料)をしているが、視覚障害者や知的障害者に特段の配慮をした対応まではできていない。

タクシー事業者

町内には、網走ハイヤー(株)小清水営業所がありタクシー2台で営業しているが福祉車両は所有していない。また、タクシー台数も少ないため利用者の需用に対応しきれしていない。隣接する網走市においては、福祉車両(マイクロバス)によるサービスを行っているが、町内においては行っていない状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町には小清水赤十字病院があり、内科を中心に医師が確保されており、特に平成11年4月からは人工透析の機器も整備され、近隣町村を含めた中核病院として地域に欠かすことができない医療施設となっている。また、町営の天然温泉を利用した入浴、宿泊施設があり、高齢者の健康増進のため多くの人に利用されている。

このような中で、これらの施設の利用等のための高齢者の移動手段として、路線バスが運行されているが、過疎による人口の減少等により便数が少なくなり、乗降場所が国道の一部に限られていることなどから、高齢者の多くは利用できないのが現状である。

平成12年の介護保険のスタートを契機とし、介護認定者の介護サービスの利用が着実に成果を上げ、今日多くの高齢者やその家族に喜ばれている状況である。今後は新たな介護保険制度のもと介護予防のメニューも盛り込みながら、さらなる高齢者保健、福祉施策の推進を目指していく必要がある。

その中であって、要介護認定を受けた方の大部分や知的障害者、視覚障害者に対する移動支援には、福祉車両のみならず一般乗用車両でのサービス提供が充分可能であることから、特例措置を活用することにより、高齢者や障害者が生き生きとした日常生活を送ることができる環境を、さらに充実することができると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入により、従来の移動制約を受けている方も安心して外出支援や通院をするための援助を受けられやすくなるとともに、引きこもり気味になりがちな高齢者にとっても生きがい得られ、家族にとっても大きな負担軽減が図られる。

訪問ヘルプ事業を行っている社会福祉協議会などにおいては、その活動の幅への広が

りも期待ができ、そして社会福祉法人のみならず他の組織の参入など多様なニーズに対応する移送体制を展望しながら、地域における心の通う輸送サービスの構築を目指す。

これにより、小清水町が掲げている、「お互いのしあわせを願い、人間愛豊かな明るい町づくりの実現」を目指すこととする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

高齢者、障害者さらにはその家族が活力に満ちた地域生活をおくることは、町全体の活力につながるものである。

今回福祉有償運送の使用車両が、セダン型車両へ拡大されることによって、高齢者や障害者への訪問介護や外出支援が活発となり、社会参加への支援にもつながるとともに、家族の負担が軽減され就労の機会も増えてくるものと考えられる。

特に本町は農業の町であり、農業従事者として必要となる人材が確保されることによる経済効果は大きいと考えられる。

人と人とのつながりが構築されることは、経済的、社会的な効果は図りしれないものがあり、福祉推進の先進的町づくりをさらに進めていくこととなる。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 公民館バス運行事業

- ・対象者～町民
- ・内容～各地域から町内の小清水温泉ふれあいセンターまで毎週金曜日に運行を行っているが、地域が広いため第1第3金曜と第2第4金曜に分けて1日1往復の運行をしている。
- ・利用料～無料
- ・運行回数～毎週金曜日各1便
- ・運行車両～大型バス(定員40名)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における
使用車輛の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医
療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

小清水町内で活動を行う社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が小清水町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する事業主体が使用権原を有する車両を用いて、要介護（要支援を
含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単
独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録し
た会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送で
は、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため使
用台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービス

は十分に提供できていない現状にある。そこで使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで拡大することによって、高齢者の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 小清水町有償ふれあい輸送運営協議会の設置

有償ふれあい輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による小清水町有償ふれあい輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、小清水町保健福祉課におく。

運営協議会は、小清水町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・小清水町長が指名する職員
- ・北見運輸支局長が指名する職員
- ・網走バス(株)社長
- ・網走ハイヤー(株)小清水営業所長
- ・小清水町社会福祉協議会会長
- ・身体障害者福祉協会小清水分会長
- ・小清水町老人クラブ連合会長

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会窓口に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

小清水町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、運営協議会の決議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体の両側面に有償運送の許可を受けた車両であることを次のように表示する。

- ・ステッカーやマグネットシート又はペンキ等により横書きとする。
- ・内容は運営主体の氏名、名称又は記号及び「有償運送車両」又は「80条許可車輛」とする。
- ・文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人 8 , 0 0 0 万円以上及び対物 2 0 0 万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る) に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。